



平成12年4月にスタートした介護保険制度。高齢者の方や実際に介護が必要と認定された方、介護をされているご家族の方へのアンケートなどを基に、町民や保健・福祉・医療関係機関代表とで構成する「高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会」において、より利用しやすい制度の内容や保険料を検討し、令和6年度から令和8年度までの期間の「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。65歳以上の方の介護保険料はこの計画により算定されており、3年ごとに見直しを行なっています。

本町の介護保険の状況は、平成12年の制度開始以来、在宅サービスの需要の増加に応える形で新規事業所の参入や定員の増員など基盤整備が図られ、利用しやすい環境が整備されてきました。今後も高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加するものと思われることから、地域支援事業による介護予防の取り組みを進めています。

新たな介護保険料は、高齢化率の上昇に伴う認定者数の増加、令和6年4月から実施される介護報酬の改定などの影響により、基準額で月額5,200円と第8期介護保険事業計画期間と比較し300円の増額となります。

介護保険制度は、みなさんの介護保険料によって支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いします。

## あなたの介護保険料は?(年額)

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、所得に応じた負担となるよう、基準額(第5段階)を基に、13段階に設定しています。

賦課期日(4月1日)の「前年の年金収入額や合計所得金額および世帯の課税状況」などに応じて次のとおりとなります。

(令和6年度～令和8年度までの保険料/年額)

段階	条件	算定額	判定	判定基準
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.285 17,800円	はい	あなたの課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下ですか?
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で第1段階に該当しない方で、本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円以下の方	基準額×0.485 30,300円	はい	あなたの課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が120万円以下ですか?
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	基準額×0.685 42,800円	いいえ	
第4段階	●本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.9 56,100円	はい	あなたの課税年金収入額 <sup>※1</sup> と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下ですか?
第5段階	●本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	基準額 62,400円	いいえ	
第6段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額×1.2 74,800円		120万円未満
第7段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3 81,100円		120万円以上210万円未満
第8段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5 93,600円		210万円以上320万円未満
第9段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7 106,000円		320万円以上420万円未満
第10段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9 118,500円		420万円以上520万円未満
第11段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1 131,000円		520万円以上620万円未満
第12段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3 143,500円		620万円以上720万円未満
第13段階	●本人が住民税課税者で「合計所得金額」が720万円以上の方	基準額×2.4 149,700円		720万円以上

### 《用語解説》

※1 課税年金収入額とは …… 老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなります。

※2 合計所得金額とは …… 「収入金額」から「必要経費など」を控除した額をいいます。「長期譲渡所得および短期譲渡所得(第1～5段階のみ)」を控除した額となります(年金収入のみの方であれば年金収入額から)